

堺市立梅文化会館管理運営規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、堺市立文化会館条例（昭和 59 年条例第 8 号。以下「条例」という。）、堺市立梅文化会館指定管理者協定書〈基本協定書〉（以下「協定書」という。）を踏まえ、堺市立梅文化会館（以下「梅文化会館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定める。

(開館時間及び休館日)-根拠法令 条例第 24 条第 1 項第 2 号-

第 2 条 梅文化会館の開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、梅文化会館共同事業体代表団体公益財団法人堺市文化振興財団理事長（以下「理事長」という。）が特に必要があると認めるときは、堺市の承認を得て、これを変更することがある。

2 梅文化会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、堺市の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することがある。

(1) 月曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日の場合は開館）

(2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日までの日。

(使用の申込み及び許可)-根拠法令 条例第 24 条第 1 項第 1 号-

第 3 条 梅文化会館の使用の許可を受けようとする者は、堺市立梅文化会館使用申込書を理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が定める方法により申請を行うことをもって、使用申請書による申請に代えることができる。

2 前項の規定による申込みは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から受け付けるものとする。ただし、理事長が特に認めるときは、当該各号に規定する受付開始日前においても、申込みを受け付けることができる。

(1) ホール、集会室等（ホールを使用する場合に限る。） 使用しようとする日の 11 か月前の日の属する月の初日。

(2) その他 使用しようとする日の 5 か月前の日の属する月の初日。

3 使用許可は、第 9 条第 4 項に定める場合を除き、使用料の納付があった後、堺市立梅文化会館使用許可書を申込者に交付して行う。

4 理事長は、会館の使用を許可する場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(使用期間)-根拠法令 条例第 24 条第 1 項第 1 号-

第 4 条 会館の施設等を連続して使用することができる期間は、次に定める期間とする。ただし、理事長において特別の理由があると認めるときは、堺市の承認を得て、これを変更することができる。

(1) ホール及び楽屋 7 日

(2) その他 5 日

(開館を繰り上げて使用する場合)-根拠法令 条例第 23 条第 2 項-

第 4 条の 2 ホール等（別表第 1 第 2 項の表の種別欄に掲げる施設をいう。以下同じ）は、ホールの使用目的の準備に限りあらかじめ許可を得て第 2 条第 1 項

の開館時間を繰り上げて使用することができる（午前 8 時から午前 9 時までの間に限る。）。

- 2 前項の規定により開館時間を繰り上げてホール等を使用しようとする者は、第 3 条第 1 項の規定による申請の際に、その旨を申し出なければならない。

（使用の制限等）-根拠法令 条例第 24 条第 1 項第 1 号-

第 5 条 理事長は、条例第 4 条第 2 項第 1 号から第 2 号までに規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用を許可せず、若しくは使用許可を取り消し、その使用を制限若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 専ら物品の販売のために使用するとき。
- (2) 条例又はこの規則に違反したとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会館の管理上支障があり、理事長が不適當であると認めるとき。

- 2 前項の規定による使用許可の取り消し、使用の制限若しくは停止又は退去により使用者に損害が生じて、指定管理者はその責めを負わない。

（使用許可の順位）

第 6 条 使用許可の順位は、使用の申込みを受理した順位による。ただし、理事長が特に認めるときは、この限りでない。

（使用許可書の提示義務）

第 7 条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用中、第 3 条第 3 項の規定により交付を受けた使用許可書を携帯し、係員から求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。ただし、理事長が特に認めるときは、理事長が定める方法をもって、使用許可書の提示等に代えることができる。

（使用許可の変更）-根拠法令 条例第 24 条第 1 項第 1 号-

第 8 条 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用しようとする日前 7 日まで（ホールにあっては使用しようとする日前 1 か月まで）に堺市立梅文化会館使用許可変更申請書に使用許可書を添付して理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が特に認めるときは、使用許可書の添付を省略することができる。

- 2 理事長は、前項の規定による申請があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、1 回に限り、使用許可の変更を承認するものとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、理事長は、使用日当日に生じた後片付けなどの特別な理由により使用者がホールの使用時間の超過（午後 10 時から午後 11 時までの間に限る。）を申請した場合であって、特にやむを得ない理由があると認めるときは、当該超過に係る使用許可の変更を承認することができる。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、理事長は、天災地変その他使用者の責めに帰さない事故があった場合において、使用許可を変更して会館を使用させることが適當であると認めるときは、当該使用者の申出により当該使用許可の変更を承認することができる。この場合において、当該申出は、第 1 項の申請書により行わなければならない。

- 5 理事長は、前3項の規定により使用許可の変更を承認したときは、使用許可書を訂正の上、使用者に交付するものとする。

(使用料)-根拠法令 条例第23条第2項及び第4項-

第9条 理事長の定める額は、別表第1のとおりとする。

- 2 使用者は、前項の使用料を前納しなければならない。
- 3 使用者は、別表第2に定める使用料を前納して附属設備を使用することができる。
- 4 前2項の使用料は、国又は地方公共団体が使用する場で、かつ理事長がやむを得ない理由があると認めるときに限り、後納させることができる。
- 5 理事長は、前条の規定により使用許可の変更を承認したときは、既納の使用料を変更後の使用許可に係る使用料(以下「変更後の使用料」という。)の全部又は一部に充てることができる。この場合において、既納の使用料に残額が生じたときは当該残額を還付しないものとし、変更後の使用料に不足額が生じたときは当該不足額を直ちに使用者に追加納付させるものとする。
- 6 前項後段の規定にかかわらず、前条第4項の規定により使用許可の変更をした場合において、既納の使用料に残額が生じたときは、当該残額を還付するものとする。

(使用料の還付)-根拠法令 条例第23条第6項

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、理事長において特別の理由があると認める場合及びその還付額は、次のとおりとする。

- (1) 天災地変その他使用者の責めに帰さない理由により使用できなくなったとき。 既納の使用料の全額
- (2) 使用者が使用しようとする日前7日まで(ホールにあっては使用しようとする日前1か月まで)に使用の取消しを申し出て、その理由が認められたとき。 既納の使用料の半額
- 2 第3条第2項ただし書きの規定により受理した申込みの場合、又は第8条第2項の規定により使用許可の変更を承認した場合は、前項第2号の規定は適用しない。
- 3 第1項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、堺市立梅文化会館使用料還付申請書に使用許可書を添付して、理事長に提出しなければならない。ただし、当該還付を受けようとする者が、理事長が定める方法により使用者本人であることを証したときは、使用許可書の添付を省略することができる。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容人員が使用する施設の定員を超えないこと。
- (2) 許可を受けないで物品の販売等をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、又は火気(喫煙を含む。)を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで会館内にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 許可を受けていない施設、附属設備等を使用しないこと。
- (6) 許可を受けないで附属設備等を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- (7) 使用する施設の入場者に次条に定める事項を遵守させること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。

(入館者の遵守事項)

第 12 条 入館者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、又は火気(喫煙を含む。)を使用しないこと。
- (3) 所定の場所以外に出入しないこと。
- (4) 館内を不潔にしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。

(入館の制限)

第 13 条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者については、梅文化会館への入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1)他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類（盲導犬及び介助犬を除く。）を携行する者
- (2)公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者
- (3)その他文化会館の管理上支障があると認められる者

(施設等の破損等の届出)

第 14 条 使用者及び入館者は、会館の施設、附属設備等を破損し、又は滅失したときは、直ちに破損(滅失)届により理事長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用終了の届出)

第 15 条 使用者は、会館の使用を終えたときは、直ちに係員に届け出て、その検査を受けなければならない。

(特別の設備)

第 16 条 使用者は、特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ理事長の許可を受けなければならない。

- 2 理事長は、会館の管理上必要があると認めるときは、使用者に対して特別の設備を設けることを命ずることができる。
- 3 前 2 項の設備は、使用許可の期限までに使用者の負担において撤去し、原状に復さなければならない。
- 4 理事長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、使用者に代わって執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(保証金)

第 17 条 理事長は、使用者が前条第 1 項又は第 2 項の規定により特別の設備を設けるときは、当該使用者から保証金を徴収することができる。ただし、国又は地方公共団体その他理事長が特に認めた公共的団体については、この限りでない。

- 2 前項の保証金の額は、当該設備の撤去及び原状回復に要する費用に相当する額とする。
- 3 保証金は、使用の終了後、使用者に還付する。ただし、未納の賠償金その他があるときは、その額を保証金から控除した金額を還付する。
- 4 保証金には、利子を付けない。

(施設予約システムを使用する場合の特例)

第 18 条 理事長は、施設予約システム（公の施設の使用の申請及び許可、その使用料等の納付その他公の施設の使用等に係る手続等について、理事長が指定する電子計算機を利用して処理する体系をいう。）を用いて会館の使用等に係る手続等を行わせる場合において、この規則の規定により難いと認めるときは、当該施設予約システムを用いた会館の使用等に係る手続等について別に定めることができる。

（委任）

第 19 条 この規則に定めるもののほか、梅文化会館の管理及び運営について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による制定後の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る使用料等から適用し、同日前の利用に係る使用料等については、公益財団法人堺市文化振興財団堺市立梅文化会館管理運営規則（以下「財団規則」という。）による。

（経過措置）

3 この規則の施行の際、この規則による制定前の財団規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後のこの規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

別表第 1

利用料金

(1) 基本料金

(単位：円)

種別\時間区分		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
ホー ル	平日	12,980	22,100	25,970	35,080	48,070	61,050
	平日(使用しようとする日の2ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用)	3,890	6,630	7,790	10,520	14,420	18,310
	土曜日、日曜日及び休日(以下「休日等」という。)	15,600	25,970	31,210	41,570	57,180	72,780
	休日等(使用しようとする日の2ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用)	4,680	7,790	9,360	12,470	17,150	21,830
集 会 室 等	第1講座室	3,870	6,480	6,480	10,350	12,960	16,830
	第2講座室	1,350	2,200	2,610	3,550	4,810	6,160
	第3講座室	930	1,460	1,770	2,390	3,230	4,160
	第4講座室	930	1,460	1,770	2,390	3,230	4,160
	第1会議室	1,350	2,200	2,610	3,550	4,810	6,160
	第2会議室	930	1,460	1,770	2,390	3,230	4,160
	研修室	1,350	2,200	2,610	3,550	4,810	6,160
	視聴覚室	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	音楽室	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	料理室	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	陶芸室	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	和室1	620	1,150	1,350	1,770	2,500	3,120
	和室2	620	1,150	1,350	1,770	2,500	3,120
	和室1・2 合室	930	1,720	2,020	2,650	3,740	4,670
	楽屋(洋室)	310	510	620	820	1,130	1,440
	楽屋(和室)	310	510	620	820	1,130	1,440

特別に電気・ガス・水道等を使用するときは、実費を徴収する。

(2) 第4条の2第1項の規定によるホール等の使用時間の繰り上げに係る使用料及び第8条第3項の規定によるホール等の使用時間の超過に係る使用料

(単位 円)

種別		使用料
ホール	平日	6,480
	休日等	7,800
研修室		650
視聴覚室		960
音楽室		960
楽屋(洋室)		160
楽屋(和室)		160

ホール以外の施設は、ホールと同時に使用しようとする場合に限り使用できるものとする。これらの表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

(3) 使用料の加算及び減算の条件並びに割合の設定

次の表に基づき使用料を加算、減算する。

条件	使用料	備考
市外居住者（法人その他の団体又は事業所にあつては、その所在地が本市の区域外に存するもの）が使用するとき	基本料金にその5割を加算 (10円未満切り捨て)	
利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うとき	基本料金にその5割を加算 (10円未満切り捨て)	営利を目的とする個人・団体が使用する場合は、「その他営利を目的とする行為を行うとき」に該当し、加算する
ホールを練習や準備のために使用するとき	基本料金の7割を徴収 (10円未満切り捨て)	使用しようとする日の2ヶ月前の日以後の申込による使用で、舞台のみ使用する場合を除く
使用しようとする日の2ヶ月前の日以後の申込による使用で、ホールの舞台のみ使用するとき	(1) 基本料金の表に記載のとおり	練習に限る

備考 1 使用区分毎に予約した場合と2使用区分又は3使用区分を通し予約した場合に同額とならない場合があるため、「昼間」「昼夜間」「全日」の使用区分に対し、加算減算を行う場合は総額に対し対象となる割合を乗じる。

別表第2

附属設備使用料金

種別 \ 区分	器具名等		数量	料金	備考
舞台設備	反響板		1 式	3,130	人件費は別
	スクリーン		1 式	1,030	
	ピアノ		1 台	8,370	調律料は別
	ピアノ (使用しようとする日の2ヶ月前の日以降における申込で舞台のみの使用)		1 台	2,510	調律料は別
	指揮台		1 台	310	譜面台付き
	所作台		1 式	5,230	人件費は別
	平台		1 式	2,080	
	演台		1 台	510	
	譜面台		1 台	100	
	金びょうぶ		1 双	2,080	
	ひもうせん		1 式	510	
	あかね		1 式	510	
照明設備	A セット	シーリングスポットライト	1 組	7,330	
		ボーダーライト	2 列		
		フロントスポットライト	2 組		
		スポットライト	2 台		
	B セット	シーリングスポットライト	2 組	12,560	
		ボーダーライト	4 列		
		フロントスポットライト	4 組		
		フォロースポットライト	2 台		
	シーリングスポットライト		1 組	2,500	
	フロントスポットライト		1 組	1,030	
	クセノンピンスポットライト		1 台	3,130	
	フォロースポットライト		1 台	1,030	
	スポットライト 500W		1 台	310	
	スポットライト 1kW		1 台	510	
	フットライト		1 列	620	
	ボーダーライト		1 列	1,030	
	アップーホリゾントライト		1 列	1,250	
	ローアーホリゾントライト		1 列	1,250	
音響設備	効果器		1 台	1,250	
	レコードプレーヤー		1 台	1,030	レコードは別
	テープレコーダー		1 台	2,080	テープは別
	カセットデッキ		1 台	1,030	テープは別
	マイクロホン		1 本	1,030	
	ワイヤレスマイク		1 チャンネル	2,080	
	はねかえりスピーカー		1 式	2,080	
拡声装置		1 式	4,180		

そ の 他 の 設 備	シャワー室	1 室	510	
-------------------	-------	-----	-----	--

備考

1. 本表の使用料金は、午前、午後及び夜間の使用区分ごとに 1 回として計算する。
2. その他本表において使用料金を規定していないものに係る使用については、実費を徴収する。

堺市立梅文化会館使用申込書

堺市立梅文化会館指定管理者 梅文化会館共同事業体
代表団体 公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 殿

年 月 日

申 込 者	住所(所在地)	
	法人名又は団体名	
	氏名(代表者氏名)	ふりがな
	生年月日	
	電話番号	

堺市立文化会館条例、堺市立文化会館条例施行規則及び堺市立梅文化会館管理運営規則を遵守することを誓約し、同規則第3条第1項の規定により、次のとおり文化会館の使用を申し込みます。

* 許 可	年 月 日	第 号		
使 期 用 日	年 月 日(曜)から 年 月 日(曜)まで (日間)	第1回目 時 ~ 時 第2回目 時 ~ 時 第3回目 時 ~ 時		
使 用 目 的				
表 示 名 称				
内 容	1 演劇 2 映画 3 音楽 4 舞踊 5 講演 6 その他	題名		
		主な出演者又は講師名		
		出 委 演 託 等 先	住 所	
			氏 名	
			電 話	
		対 象 者 (一般・関係者)		入 場 人 員 (人)
使 用 設 施				
使 用 設 備				
そ の 他 必 要 事 項	準備打合せ 月 日 時頃			
会 場 責 任 者	住 所	電話番号 氏 名		

申請に当たっては、次の内容をご確認のうえ、□にレを記入してください。

- ☐ 利用に当たっては、堺市立文化会館条例等の法令及び施設管理者の指示を遵守し、節度ある施設の利用を約束します。
- ☐ 秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。準備と後片付けは、使用時間内に行うことを約束します。
- ☐ 堺市暴力団排除条例に基づき、本利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認めら

れるときは、使用を許可されず、許可を取り消されても異議のないことを誓約します。

注意：堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。

団体申請の場合は、役員名簿等の提出を求めています。

堺市立梅文化会館使用申込書

申込日 年 月 日

堺市立梅文化会館指定管理者 梅文化会館共同事業体
代表団体 公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 殿

堺市立文化会館条例、堺市立文化会館条例施行規則及び堺市立梅文化会館管理運営規則を遵守することを誓約し、同規則第3条第1項の規定により、次のとおり文化会館の使用を申し込みます。

申 込 者	住 所 (所在地)		
	法人名又は団体名		
	氏名(代表者氏名)	(ふりがな)	生年月日
	電 話 番 号		
会 場 責 任 者	氏 名		
	電 話 番 号		

	使用日及び使用時間	使 用 室 名	使 用 目 的	対象者・利用予定人数
		使 用 設 備 等	表 示 名 称	入 場 料
1	年 月 日()			一般・関係者 人
	時～ 時			無・有 円
2	年 月 日()			一般・関係者 人
	時～ 時			無・有 円
3	年 月 日()			一般・関係者 人
	時～ 時			無・有 円
4	年 月 日()			一般・関係者 人
	時～ 時			無・有 円
5	年 月 日()			一般・関係者 人
	時～ 時			無・有 円

申請に当たっては、次の内容をご確認のうえ、□にレを記入してください。

- ☐ 利用に当たっては、堺市立文化会館条例等の法令及び施設管理者の指示を遵守し、節度ある施設の利用を約束します。
- ☐ 秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。
準備と後片付けは、使用時間内に行うことを約束します。
- ☐ 堺市暴力団排除条例に基づき、本利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められると

きは、使用を許可されず、許可を取り消されても異議のないことを誓約します。

注意：堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。

団体申請の場合は、役員名簿等の提出を求めることがあります。

堺市立梅文化会館使用許可書

年 月 日

氏名（団体名）

住所（所在地）

電話番号

堺市立梅文化会館指定管理者 梅文化会館共同事業体
代表団体 公益財団法人堺市文化振興財団 理事長

次のとおり、施設の使用について許可します。

使用施設：

使用日付 使用時間	使用施設・人数・使用目的・附属設備等	(円)	(円)	(円)
		合計金額		
注意 この使用許可には、条件を付しているので、必ず御確認ください。				

使用許可の条件

- 1 この使用許可書は、常に携帯し、係員が要求するときは、これを提示すること。ただし、理事長が定める方法をもって、この使用許可書の提示等に代える場合は、当該方法によること。
 - 2 許可なく、使用内容を変更しないこと。変更しようとするときは、使用許可変更申請書を提出すること。
 - 3 使用权を譲渡し、他人に使用させ、又は許可なく使用目的以外に使用しないこと。
 - 4 文化会館の施設、附属設備等は、善良な管理者の注意をもって使用し、もし破損し、又は滅失したときは、損害を賠償すること。
 - 5 所定の場所以外で火気の使用（喫煙を含む。）をしないこと。
 - 6 堺市立文化会館条例、堺市立文化会館条例施行規則及び堺市立梅文化会館管理運営規則の各規定その他係員の指示に違反したときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがあります。この場合において、使用者に損害が発生しても、堺市及び指定管理者は、その責めを負いません。
 - 7 催し物等のポスター類の取扱いについては、事前に係員と相談すること。
 - 8 非常口、消火設備等の周りには、物を置かないこと。
 - 9 使用内容を変更しようとする場合において、その内容が条例第9条第2項各号（第3号を除く。）に該当するときは、使用許可を取り消します。
- 10 前各項のほか、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることがあります。

堺市立梅文化会館使用許可変更申請書

年 月 日

堺市立梅文化会館指定管理者 梅文化会館共同事業体
代表団体 公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 殿

申請者 住所(所在地)

法人名又は団体名

氏名(代表者名)

電話番号

次のとおり堺市立梅文化会館の使用許可を変更して下さるよう、堺市立梅文化会館管理運営規則第8条第1項の規定により、使用許可書を添えて申請します。

1 使用許可年月日	年 月 日		
2 変更事項	変更前	変更後	
(1) 使用予定日時	年 月 日 時から 時まで	年 月 日 時から 時まで	
(2) 使用予定施設			
3 変更の理由			
堺市処理欄	変更後の金額	円	照合者
	既納額	円	
	差額	円	

	既納額照合	年 月 日納入	
--	-------	---------	--

注 1 再度の変更はできません。

2 使用許可の変更の承認後、当該使用許可の取消しがあっても、使用料の還付はできません（堺市立榑文化会館管理運営規則第 8 条第 4 項に規定する天災地変等に伴うものを除く。）。

堺市立梅文化会館使用料還付申請書

年 月 日

堺市立梅文化会館指定管理者 梅文化会館共同事業体
代表団体 公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 殿

申請者 住所(所在地)

法人名又は団体名

氏名(代表者名)

(申請者又はその代表者が署名する場合は、捺印してください)

電話番号

次のとおり既納の使用料を還付して下さるよう、堺市立梅文化会館管理運営規則第10条第3項の規定により、申請します。

使用許可年月日	年 月 日	
使用予定日時	年 月 日 時から 時まで	
使用予定施設		
還付の理由		
* 既納の使用料	円	備考
* 還付額	円	

注 *印の欄は、記入しないでください。

破損(滅失)届

年 月 日

堺市立梅文化会館指定管理者 梅文化会館共同事業体
代表団体 公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 殿

届出人 住所(所在地)

法人名又は団体名

氏名(代表者名)

電話番号

下記のとおり堺市立梅文化会館の施設、附属設備等を破損(滅失)しましたので、堺市立梅文化会館管理運営規則第14条の規定により、届け出します。

ついては、堺市立文化会館条例第10条第2項第1号の規定により、ご指示の方法によって賠償いたします。

記

- 1 破損(滅失)の日時
- 2 破損(滅失)の箇所又は物件
- 3 破損(滅失)の内容又は程度

* 賠償年月日	年 月 日
* 指示賠償額	円
* 賠償額	円

注 *印の欄は、記入しないでください。